

## 「健康生活応援店」推進事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、『健康ひろしま21』の理念に賛同し、県民の健康づくり実践の支援等を行う店舗等を認証し、健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る「健康生活応援店」推進事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「健康生活応援店」とは、広島県内に所在し、禁煙支援、食生活、運動実践等の支援に取り組んでいる店舗等をいう。

### (認証基準)

第3条 「健康生活応援店」の認証基準は、別表に定める基準に該当し、かつ、県民への適切な健康づくり実践の支援等が行われていることとする。

### (認証の申込み)

第4条 健康生活応援店の認証を希望する店舗等は、健康生活応援店認証申込書(別紙様式1-1, 別紙様式1-2)を次表により各機関に提出する。ただし、活動範囲が広域に及ぶ健康づくり関係団体については、広島県健康福祉局健康づくり推進課(以下「健康づくり推進課」という。)に提出する。

店舗等所在地	提出先
広島市	広島市健康推進課
呉市	呉市保健所
福山市	福山市保健所
上記以外	所在地を所管する広島県保健所(支所)

### (認証及びステッカー交付)

第5条 広島県保健所(支所)長、広島市長、呉市長、福山市長及び健康づくり推進課長(以下「保健所長等」という。)は、届出内容を審査の上、当該届出を行った店舗等を「健康生活応援店」として認証し、ステッカーを交付する。

なお、保健所長等は、「健康生活応援店」として認証したときは、その内容を認証一覧表(別紙様式2)に登録する。

2 店舗等所在地が広島市、呉市、福山市である場合は、第3条、第4条及び前項の規定にかかわらず、当該各市が実施する事業(県が「健康生活応援店」事業として認めるものに限る。以下、「各市事業」という。)で認証された店舗等は本要領による「健康生活応援店」の認証を受けたものとみなすことができる。

### (変更の届出)

第6条 健康生活応援店の認証を受けた店舗等（以下「認証店」という。）は、届出内容に変更があった場合は、変更届（別紙様式3）に変更内容を記入し保健所長等に提出する。

（認証の取消し）

第7条 認証店は、認証を辞退したいときは、辞退届（別紙様式4）を保健所長等に提出する。

なお、保健所長等は、申込みの内容が虚偽であった場合や県民からの苦情等により、認証が適当でないと判断したとき、又は認証基準を満たさなくなったことを確認したときは、認証を取り消し、ステッカーを返却させることができる。

（報告）

第8条 保健所長等（健康づくり推進課長を除く。）は、毎月の新規認証状況及び認証内容等の変更（認証辞退及び認証取消しを含む）の状況をそれぞれ別紙様式5及び別紙様式6に別紙様式2（新規認証状況及び認証内容等の変更の状況に基づき更新したもの）を添えて、翌月の10日までに健康づくり推進課に報告する。

2 健康づくり推進課長は、健康づくり関係団体の認証、変更（認証辞退及び認証取消しを含む）を行ったときは、関係保健所長等（健康づくり推進課長を除く。）に通知する。

（認証店の公表）

第9条 健康づくり推進課は広島県のホームページで認証店名及び認証内容を公表する。

（管理）

第10条 保健所長等は、認証店の認証内容に変更が生じていないか、必要に応じて認証店に対して文書等で確認することができる。

（認証基準の調整等）

第11条 健康づくり推進課は、この事業の円滑な実施を図るため、各市事業を実施する広島市、呉市、福山市と認証基準の調整等に努めるとともに、県民や店舗等に対し情報の提供等普及啓発を行う。

（指導・助言）

第12条 保健所長等は、相談窓口を設置し、店舗等に対して栄養成分表示や健康づくり実践支援の実施方法等について指導助言を行う。

（協力）

第13条 保健所長等は、当該認証店等と協力して健康づくりのためのサービスや情報提供を行う。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月4日から施行し、平成21年4月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。